

事務連絡
令和元年6月14日

各高齢者福祉施設施設長 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課施設福祉班長

要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の
作成及び避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の
作成等の状況調査について

高齢者福祉施策の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき、厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、別添のとおり厚生労働省・国土交通省関係課長連名で要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成状況等に係る調査依頼があります。

つきましては、下記のとおり調査を実施しますので、ご協力よろしくお願いたします。

記

- 1 調査項目 「調査票」のとおり
- 2 提出期限 令和元年6月24日（月）
- 3 調査票回答方法 「調査票作成に係る留意点について」のとおり
- 4 回答方法 下記URLより電子申請にて回答

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/hijousaigaitaisaku/keikakutou2.html>

沖縄県HP > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 老人ホーム・福祉施設・福祉法人関係（施設福祉班） > 避難確保計画の作成及び非常災害対策計画の作成等の状況調査について

※ 調査対象が沖縄県内で1,000件を超えるため、電子申請での回答にご協力くださいますようお願い致します。

以上

担当：高齢者福祉介護課施設福祉班 新里
電話：098-866-2214
FAX：098-862-6325
E-mail：shnztohr@pref.okinawa.lg.jp

調査票作成に係る留意点について（各高齢者施設用）

・今回の調査は、非常災害対策計画と避難確保計画の2つの計画に係るものとなっています。問1～問3及び問9～問13（※問13が○の場合は、問14～問26も）については、全施設が回答対象です。避難確保計画に関する質問（問27以降）は調査票問4～問8で市町村防災計画で避難が必要と位置付けられた施設が対象となりますが、問4～問8についてはわからない場合は未回答でかまいません。

・併設施設については、特養とショートの非常災害対策計画が1つにまとめられて作成されている場合は、それぞれの種別で計画作成済みであるとして扱うことが可能であり、また、この扱いは避難確保計画においても同様です。

・併設施設の場合は、施設種別ごとに調査に回答する必要がありますが、回答の際は、非常災害対策計画や避難確保計画が施設種別数分ない場合（＝複数の施設種別で1つの計画を作成している場合）でも内容が網羅されていればそれに係る全施設において作成済みとして回答して下さい。

・施設種別「⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム）」は、サービス付高齢者向け住宅の登録を受けているものを含みます。